

平成29（ネ）第61号 国家賠償等請求控訴事件

副本直送済

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名

被控訴人（一審被告） 秋田県

控訴人（一審被告） S

## 準 備 書 面（5）

2018年10月23日

仙台高等裁判所秋田支部 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名訴訟代理人

弁護士 吉岡和弘

同 弁護士 鈴木裕美

同 弁護士 国府泰道

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 清水勉

同 弁護士 江野栄

同 弁護士 近江直人

## 1 はじめに ～ 再現実験

一審原告らは、前回期日以降、改めて2つの再現実験を行った。いずれにおいても、本件の核心に係る重要な事実が明らかになった。

1つは、一審被告側の主張を前提としても、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士を無事に保護することができたことを確認した。

もう1つは、一審被告側の主張やS警部補及びK巡查部長の証言によるとしても、S警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は30秒以上の時間であったことを確認した。

## 2 津谷弁護士を確実に保護することができた

本件では、一審被告側が主張する事実経過である、津谷弁護士の「俺じゃない、あっちだ」、これに続く「あっち、あっち」という女性の声を聞いて、S警部補、続いてK巡查部長が津谷弁護士の手を離した後、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士を保護することができたか否かが重要な争点になっている。

これを文章だけで説明すると、S警部補及びK巡查部長がどれくらいの時間で、どのような行動をとれば津谷弁護士を保護できたのかわかりにくいことから、再現実験を行い、これを録画した（甲212、214）。

S警部補が津谷弁護士の手を離したときに、「離れて」と言って、津谷弁護士の身体を後方に押して、自分たち警察官が通って来た、津谷弁護士のすぐ背後で引き戸が開いた状態になっている台所に避難するよう指示し、これを聞いたK巡查部長がS警部補の指示を自分に対する命令と受け止め、津谷弁護士が台所へ逃げ込むことの邪魔にならないようするだけでなく、津谷弁護士の身体を台所に押し込むようにしていれば、津谷弁護士はすぐに台所に避難することができた。

2人の警察官がこのような所作をすることにより、津谷弁護士は一審被告Sから確実に遠ざかるだけでなく、一審被告Sにとって津谷弁護士の姿が見えなくなることで津谷弁護士を攻撃しにくくなるだけでなく、津谷弁護士の手前に2人の警察官が立ちはだかることで津谷弁護士への攻撃がほとんど不可能になった。

この言動や動作は、だれにも妨害されずに実行できたことからすれば、S警部補にとってもK巡查部長にとっても、やろうと思えば容易にできたことであった。

その所要時間はわずか約3秒である(甲212, 甲214)から、S警部補が津谷弁護士の手を離すと同時に動作を開始していれば、極めて容易かつ確実に、津谷弁護士を保護することができたのである。

### 3 S警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は20数秒ないし30秒以上だった

#### (1) 所要時間に関するK巡查部長とS警部補の説明

K巡查部長は、S警部補に約10秒遅れて勝手口に立ち上がったとのことである(K巡查部長調書4頁)。そのような遅れが生じた原因は、機捜6の助手席から降りてからすぐに勝手口に向かわず、「外周、不審者がいないかを確認し」(K巡查部長調書4頁)、玄関方向の様子を少し伺ってから勝手口に回ったからとのことであった(K巡查部長証人調書現場見取図1参照)。

このことを前提に、S警部補は、津谷弁護士の手を掴んでいた時間について、S警部補が「十数秒」(S警部補調書12頁)だったと証言している。

#### (2) 時間の感覚の曖昧さ

津谷弁護士を無事保護することができたか否かを考える上で、警察官らの動作の所要時間が重要な意味を持っている。

2人の警察官は「約10秒遅れ」「十数秒」と証言しているが、その証言態度からして、正確な時間を証言しているわけではなく、それぞれの時間感覚で説明していることは明らかである。したがって、「約10秒遅れ」「十数秒」は実際にはもっと短かったかもしれないし、逆にもっと長かったかもしれない。

#### (3) K巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいる時間の不合理さ

K巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいる時間が数秒間だったとすると、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言い、続けて「あっち、あっち」という女

性（一審原告A）の声が聞こえてから、S警部補が津谷弁護士の手を離し、次いでK巡查部長が手を離したという争いのない事実との整合性を欠く。

これだと、一審原告AはK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいる数秒の間に「あっち、あっち」と言ったことになる。当然、一審原告Aは「あっち」と言う方向の様子を見て言っているはずである。時間的にK巡查部長が廊下に出て津谷弁護士の手を掴んだ直後、間を置かずに廊下に出て、「あっち、あっち」と言ったことになる。これは、明らかに不合理である。

#### （4）K巡查部長の動きの再現実験

そもそも、K巡查部長が言うような動きをして、S警部補から遅れること10秒で勝手口を開けることができるかを再現実験で確認してみた。K巡查部長の証人尋問では、歩いたか小走りだったかを確認しなかったが（K巡查部長調書35頁）、事態が緊迫していたという前提で動いていたとすれば、小走りだったという仮定を設定した（甲213、214）。

#### （5）再現実験の結果

再現実験では、K巡查部長役（身長180cm）に小走りをさせて、現着時刻からK巡查部長が津谷弁護士宅の勝手口ドアを開けるまでの所要時間を計測したところ、17秒余を要した（甲213、214）。

S警部補が津谷弁護士宅の中に入っていくところを見てから、S巡查に指示し、エンジンキーを切って、車外に出るとなると、それだけで2秒近くかかってしまっている。そこからK巡查部長は玄関方向に進み、Uターンして勝手口に向かうので、小走りで移動しても17秒余を要してしまう。

K巡查部長が、S警部補とK巡查部長が津谷弁護士宅前に到着したのが11月4日午前4時過ぎというまだ暗い時間帯だったことやだれか動いているか逃げているかを確認しようとしたこと（K巡查部長調書35頁）などから慎重にゆっくり歩いたとすれば、25秒、30秒、さらにそれ以上の時間がかかったはずである。

(6) 廊下に立ち入るまでの所要時間

K 巡查部長が勝手口で靴を脱ぎ、台所にあがり、廊下に出るまでには数秒かかったはずである。そうすると、K 巡查部長が機捜 6 のエンジンキーを切り、降車し、玄関方向に少し走り、U ターンして勝手口に向かい、台所に立ち入り、靴を脱いで、廊下にたどり着くまでに、少なくとも 20 秒以上かかっていたことになる。

(7) S 警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間

そうだとすると、S 警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は、少なくとも 20 数秒間だったということになる。

そして、K 巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は、数秒では前記(1)の事情からして短過ぎることを考慮すると、数秒間よりも長くなる。

したがって、S 警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は、30 秒以上になっていたはずである。

(8) 津谷弁護士の保護は十分に可能だった

S 警部補の説明する動きに基づいても、S 警部補が無言で津谷弁護士の手を掴んでいた時間が 20 数秒、あるいは 30 秒以上あったことからすれば、津谷弁護士を安全な場所に避難させるために、「津谷弁護士ですか」「危険ですから下がっててください」と言い、台所に避難させておくことは十分に可能だったのである。

4 原田意見書の試算でも S 警部補は津谷弁護士の手を 84 秒掴んでいた

一審原告らが控訴審で証拠提出した原田意見書(甲 199)では、S 警部補らの動きに合わせて所要時間を割り出し、S 警部補らが津谷弁護士の手を掴んでいた時間が 69 秒間くらいあったと積算した(控訴理由書 30 頁)。そのときの 2 分 25 秒の起算点は、現着時に S 警部補が機捜 6 から降車した時刻という認識を前提にしていた(4 頁以下)。

しかし、これは一審原告ら及び原田氏の誤解であった。

原審における一審被告側の主張及び原審におけるK巡査部長の証言からすると、2分25秒の起算点は、K巡査部長がエンジンキーを切った時刻であり、S警部補が機捜6を降車した時刻ではなかった（一審被告側準備書面（3）2頁，同（4）5頁）（K巡査部長調書4頁，32頁）。

原審も、「機捜6が本件被害者宅東側市道に到着したのは午前4時10分32秒頃と認められ、これを覆すに足りる証拠はない」（58頁7行目）、「S警部補らが降車して本件被害者宅の勝手口から立ち入るまでの時間も含め、およそ2分25秒であったと認められる。」（58頁13～15行目）と認定しており、誤った事実認定をしていた。

今回の再現実験では、S警部補が機捜6から降りて津谷弁護士宅の勝手口ドアから入って行くのをK巡査部長が確認してエンジンキーを切るまで15秒を要している（甲214）から、S警部補にとっての2分25秒の行動開始時刻は、勝手口ドアを開けて津谷弁護士宅に立ち入った時点からである。S警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間が15秒増えることになる。原田意見書の試算によれば、「69秒+15秒=84秒」になる。

一審原告Aが体験したと述べてきた、異常に長い沈黙の時間の実在性が、より明らかになったといえるのである。

以上